二　第十六条第三号から第九号までの規定により登録を抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者
三　第一号への期間内に第十一条の規定による届出をした者（解散について相当の理由があるものを除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
四　暴力団員等がその事業活動を支配する者
2　国土交通大臣は、前項の規定により登録をしないときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。
（標識の掲示）
**第八条**　第三条第一項の登録を受けた者（以下「登録住宅リフォーム事業者団体」という。）は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、別記様式第二号による標識を掲げるものとする。
（業務の報告）
**第九条**　登録住宅リフォーム事業者団体は、毎事業年度の終了後三月以内に、その財務状況、研修等人材育成及び住宅リフォーム事業に関する相談等への対応の実施状況並びに構成員の状況に関して別記様式第三号により作成した報告書を、国土交通大臣に提出するものとする。
2　国土交通大臣は、前項の報告書を、住宅居住者等若しくは登録住宅リフォーム事業者団体の社員等の秘密を害するおそれのある事項又は当該登録住宅リフォーム事業者団体若しくは社員等の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供するものとする。
（変更の届出）
**第十条**　登録住宅リフォーム事業者団体は、第四条第一項第一号、第三号から第六号まで又は第八号から第十一号までに掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、別記様式第四号により、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。
2　登録住宅リフォーム事業者団体は、第四条第一項第七号に掲げる事項に変更があったときは、毎事業年度の四半期ごとに、別記様式第五号により、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。
3　国土交通大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が第七条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を登録簿に登録するものとする。
（解散の届出）
**第十一条**　登録住宅リフォーム事業者団体は、解散したときは、その日から三十日以内に、別記様式第六号により、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。
（登録住宅リフォーム事業者団体の業務）
**第十二条**　登録住宅リフォーム事業者団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
一　構成員に対する研修その他の住宅リフォーム事業を適確かつ円滑に実施することができる人材の育成に係る業務
二　構成員が行う住宅リフォーム事業に関する住宅居住者等からの相談等への対応に係る業務
三　構成員に対する住宅リフォーム事業に係る情報提供に係る業務
四　住宅リフォーム事業に係る業務を適正に実施するため必要があると認めた場合においては、その必要な限度において行う構成員の状況を把握するための調査に係る業務
五　構成員の行う住宅リフォーム事業に関し、当該構成員に対し、次に掲げる事項を遵守させるための指導、助言、勧告、勧告に従わない場合にあっては除名その他の適切な措置に係る業務
イ　住宅リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、当該請負契約の注文者に対し、遅滞なく、建設業法第十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を交付すること。
ロ　住宅リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、当該工事の見積りを行い、請負契約が成立するまでの間に見積書を交付すること。
ハ　締結しようとする住宅リフォーム工事の請負契約の内容について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしないこと。
ニ　住宅居住者等（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者であるものを除く。）から請け負った住宅リフォーム工事の請負代金の額が五百万円（マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事にあっては、当該マンションの住戸の数に百万円を乗じた金額又は一億円のいずれか低い金額）以下で登録住宅リフォーム事業者団体が定める金額以上となる住宅リフォーム工事を行う場合においては、当該工事の注文者があらかじめ書面により反対の意思を表示している場合を除き、次に掲げるいずれかの保険契約（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものに限る。以下、この条において同じ。）を締結すること。
(1)　住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百三十四条第一項又は第二項前段に規定する担保の責任の履行によって生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によって生じた当該工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を収受する保険契約
(2)　マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法第六百三十四条第一項又は第二項前段に規定する担保の責任の履行によって生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によって生じた当該工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を収受する保険契約
ホ　建設業法第十九条第一項第一号から第四号までに掲げる事項その他の締結しようとする住宅リフォーム工事の請負契約の概要、ニの規定に基づく保険契約の締結の有無その他の重要事項を注文者に対して説明すること。
ヘ　登録住宅リフォーム事業者団体が前号の調査を行おうとするときは、これに応じること。
ト　住宅リフォーム事業を適正かつ円滑に実施すること。
六　登録住宅リフォーム事業者団体の社員等が住宅リフォーム事業に関して広告又は勧誘をするときは、構成員として公表されていないにもかかわらず構成員であると表示又は説明をしないこと。
（情報の公表）
**第十三条**　登録住宅リフォーム事業者団体は、構成員の行う住宅リフォーム工事の実績、当該団体が行う研修の受講状況その他の住宅居住者等の利益の保護に資する情報を、インターネットを利用する方法により公表するよう努めるものとする。
（報告徴収）
**第十四条**　国土交通大臣は、登録住宅リフォーム事業者団体の業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、当該登録住宅リフォーム事業者団体に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
（業務改善に関する勧告等）
**第十五条**　国土交通大臣は、登録住宅リフォーム事業者団体の業務の運営に関し、構成員又は住宅居住者等の利益を害する事実があると認めるときは、住宅居住者等の利益の保護のために必要な限度において、当該業務の運営の改善に必要な指導、助言及び勧告をすることができる。
（登録の抹消等）
**第十六条**　国土交通大臣は、登録住宅リフォーム事業者団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を抹消するものとする。
一　第十一条の規定による届出があったとき又は当該届出がなくて解散した事実が判明したとき。
二　登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかったとき。
三　不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
四　第五条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
五　第七条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。